

ブランド名「国産若牛」及びロゴマーク使用許諾要領

平成20年 3月19日 制定
一部改正 平成21年 2月12日

社団法人全国肉用牛振興基金協会（以下「全国協会」という。）が商標登録しているブランド名「国産若牛」（以下「ブランド名」という。）及びロゴマーク（以下「マーク」という。）に関する使用許諾について、次のとおり定める。

1 目的

国産乳用種牛肉の評価向上を図ることを目的として定められたブランド名及びマークの適正使用のため、この使用基準を定める。

2 マークの使用基準

別添の「ロゴマーク使用マニュアル」のとおりとする。

3 ブランド名及びマークの商標権

- (1) このブランド名及びマークに関する商標権は、全国協会が所有する。
- (2) このブランド名及びマークは、無断で使用する事及び印刷することはできない。
- (3) このブランド名及びマークの使用を全国協会から許諾された者（以下「使用者」という。）は、第三者にブランド名及びマークの使用権を譲渡することはできない。

4 ブランド名及びマークの使用申請及び承認

- (1) ブランド名及びマークの使用を希望する者は、「様式1」により全国協会会長あてに申請しなければならない。
- (2) 全国協会は内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請については、「様式2」により使用許諾書を送付する。
- (3) 全国協会は、ブランド名及びマークの使用許諾に当たって必要に応じて条件をつけることができるものとし、この要領に違反した場合には使用の取り消しを行うことができる。

5 ブランド名及びマークの表示条件

このブランド名及びマークは、下記の条件を満たす牛の肉を販売する際またはこれを宣伝する際に限り表示できるものとする。

- (1) 日本国内で生まれ、日本国内で育った国産の牛であること。
- (2) 品種はホルスタイン種やジャージー種などの「乳用種」であること。
- (3) と畜時の月齢は概ね24ヶ月齢以内の肥育仕向けに育てられた牛であること。

6 ブランド名及びマークの使用料

ブランド名及びマークの使用料は無料とする。

ただし、ブランド名及びマークの表示にかかる経費は、使用者の負担とする。

7 使用者の義務

(1) ブランド名及びマークの使用者は、関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない、または権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。

(2) 使用者は、使用する商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、全国協会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

(3) 使用者は、全国協会から要請がある場合は、ブランド名及びマークの使用実態の報告または使用商品等の提出を行わなければならない。

8 使用期間

使用期間は設けないこととする。

9 施行月日

この要領は、平成20年3月19日から施行する。

10 施行月日

この要領の一部改正は、平成21年2月12日から施行する。

(様式 1)

ブランド名「国産若牛」及びロゴマーク使用許諾申込書

平成 年 月 日

社団法人全国肉用牛振興基金協会 会長 殿

申請者〔使用予定者〕(所在地) 〒

(名称)

(代表者)

印

(電話番号)

(ファクシミリ)

(E-mail)

ブランド名「国産若牛」及びロゴマークの使用にあたり、貴会の「ブランド名「国産若牛」及びロゴマーク使用許諾要領」(平成20年3月19日制定)を承認の上、下記のとおり使用許諾を申請します。

記

1 マークを使用するもの(該当箇所にチェックする)

商品の包装資材 チラシ パンフレット ポスター のぼり
広告 名刺 その他()

2 マーク、マークシール等の印刷予定数

(1) 印刷アイテム予定数:() 個

(2) 総印刷予定数(個数):() (個) 枚

3 申請者業態(該当箇所にチェックする)

生産者団体 食肉流通業者 食肉販売業者 その他()

4 要領5の表示条件に基づいた表示を行うことについての具体的な根拠
(資料添付)

5 問い合わせ先

(1) 部署名:

(2) ご担当者名:

(3) TEL:

(4) FAX:

(5) E-mail:

(様式 2)

ブランド名「国産若牛」及びロゴマーク使用許諾書

平成 年 月 日

申請者 殿

社団法人全国肉用牛振興基金協会 会長

平成 年 月 日付けでブランド名「国産若牛」及びロゴマーク使用許諾申請のあったこのことについては、本通知により許諾する。